

## 廃掃法施行令の改正案に対する意見募集について



環境省では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案」及び「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、平成22年10月7日～11月8日にまでの期間で意見の募集(パブリックコメント)を実施しました。

上記の対象となる内容は以下の通りです。

- ・廃石綿等の埋立処分
- ・帳簿
- ・事業場外の保管届出
- ・マニフェストの保存
- ・処理困難通知
- ・建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外
- ・会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し
- ・産業廃棄物収集運搬業許可の合理化
- ・優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度
- ・定期検査
- ・維持管理情報の公表
- ・廃棄物処理施設における記録の作成
- ・設置者が不在となった最終処分場対策
- ・多量排出事業者処理計画
- ・広域的処理認定制度の合理化
- ・再生利用認定制度に係る事項の整備
- ・熱回収施設設置者認定制度
- ・輸入許可対象の拡大
- ・廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続き
- ・廃棄物の輸出確認及び輸入許可に係る事務における地方環境事務所への権限の委任

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2010年10月7日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸